

第 2 編

事業の概要

第2編 事業の概要

第1章	保 健	11
第2章	医療・薬事	21
第3章	福 祉	33
第4章	生活環境	92
第5章	試験・検査・研究	97

第1章 保 健

第1 健康づくり事業

近年、我が国においては、不適切な生活習慣に伴う生活習慣病の増加が大きな問題となっており、また、こうした病気が障がいや要介護状態の原因として「健康で生きられる期間(健康寿命)」の延伸を妨げる要因となっている。

これらの問題を踏まえて平成13年6月に「健康いわて21プラン」を策定し、乳幼児から高齢者まで生涯を通じて栄養、運動、禁煙等の健康的な生活習慣を獲得することを目標とした総合的な健康づくりを進めている。

1 健康いわて21プランの推進

本プランは、県民が自ら健康づくりを実践するための行動指針であるとともに、健康づくり支援者(家庭、地域、学校、企業、医療機関、行政等)が、それぞれの立場から支援を行うための活動指針となるものであるから、全ての県民へプランの周知を図るとともに、個々人に合った健康づくりに取り組める環境づくりが整備されるように事業を実施している。

(1) 岩手県健康いわて21プラン推進協議会の開催

健康いわて21プランの最終評価にかかる検討のため、「岩手県健康いわて21プラン推進協議会」を1回開催(書面)、「健康いわて21プラン分析・評価専門委員会」を1回(書面)開催した。

(2) いわて健康データウェアハウスの構築

健康いわて21プランの主要指標について、毎年度実態を把握し経年変化を知ること、健康づくり施策に役立てることを目的に、市町村、県及び市町村教育委員会と小・中・高校、医療保険者等の協力を得て本システムを稼働している。

表1-1 平成23年度いわて健康データウェアハウス参加機関及び情報収集数

情報の種類	参加機関及び情報収集数	参加機関数	情報収集数
妊娠届出時		27市町村	6,799人
1歳6ヶ月児健康診査時		26市町村	4,290人
3歳児健康診査時		27市町村	4,395人
小学校定期健康診査時(1年、4年)		262校	13,326人
中学校定期健康診査時(1年、3年)		121校	14,126人
高等学校定期健康診査時(3年)		42校	5,497人
特定健康診査時		33市町村+5医療保険者	130,022人

(3) 疾病対策情報解析

健康いわて21プランを始めとする健康づくり施策に役立てるため、上述の「いわて健康データウェアハウス」に加え、「人口動態統計」「地域がん登録」「地域脳卒中登録」「老人保健事業報告」「国保医療費」等の主要情報を一括して閲覧できるシステムを稼働している。

2 健康運動指導者の育成

県民が正しい知識に基づく運動習慣を獲得できるよう、専門的な知識を有する指導者の資格更新のための単位認定講習会を開催した(1回122名)。

3 喫煙対策

県民への喫煙と健康に関する知識の普及、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、喫煙者の禁煙支援を目標に喫煙対策に取り組んでいる。

(1) 禁煙・分煙の飲食店・喫茶店登録事業

受動喫煙防止対象施設のうち、飲食店及び喫茶店についてはその営業形態と店舗の構造から、受動喫煙防止に向けた取組が難しいとされている。

このようなことから、県内で禁煙又は分煙を実施している飲食店及び喫茶店を対象に登録制度を創設し、これら登録店をホームページ等により紹介した。

平成23年度末までの登録店数286(禁煙店255、分煙店31)

(2) 喫煙ストップ大作戦事業

地域における喫煙者に対する禁煙教育と未成年者の喫煙防止対策を推進し、喫煙による健康被害を防止するために、各保健所が中心となって健康づくり教室、学校等施設における敷地内禁煙化の働きかけ、管内市町村及び学校関係者等研修会を実施するものであるが、平成 23 年度は東日本大震災津波への対応を優先し、実施可能な保健所において事業を実施した。

4 メタボリックシンドローム予防対策

平成 20 年度に開始された医療制度改革に伴い、これまで老人保健法に基づき保健事業として実施されてきた基本健康診査は、生活習慣病の予防に着眼した特定健康診査・特定保健指導に変わり、その実施義務者が市町村から医療保険者に変更となった。生活習慣病の予防は、県民の健康増進を推進する上で重要であることから、医療保険者たる市町村が特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施できるように、国民健康保険法に基づき、事業に要した費用の一部を補助した。

また、円滑かつ効果的な保健指導を実施するため、保健指導従事者の基本研修及び分野別研修を開催するとともに、研修評価委員会開催、保健指導従事者のニーズ調査により研修の効果について検討を行っているが、平成 23 年度は東日本大震災津波への対応を優先し事業を休止した。

(1) 特定健康診査の実施状況

平成 23 年度に県が補助を行った市町村国民健康保険の特定健康診査の実施状況は次のとおりである。

表 1-2 平成23年度特定健康診断の実施状況（速報値）

実施人員（人）	県実施率（%）	全国実施率（%）
98,926	39.2	32.7

(2) 個別健診拡大検討会

特定健康診査の受診率の向上のため、個別健診の拡大について関係者で検討を行った。

(3) 特定健診・特定保健指導従事者高度化支援事業

ア 特定健診・特定保健指導従事者研修会

東日本大震災津波のため休止。

イ 「特定健診・特定保健指導」研修評価委員会

東日本大震災津波のため休止。

(4) メタボリックシンドローム 1 割削減地域運動展開事業

東日本大震災津波のため休止。

5 がんの予防、早期発見対策

「がん」による死亡は、総死亡の約 3 割を占めており、昭和 59 年に脳卒中に代わって死亡原因の第 1 位となった。医学の発展に伴い、「がん」の治癒率は飛躍的に向上してきているが、現時点では、「がん」の発生原因が十分に解明されていないため、「がん」の対策としては、「がん」の予防やがん検診受診による早期発見・早期治療が非常に重要であり、これまで、「がん」についての啓発活動やがん検診受診勧奨に取り組んできたところである。

また、「がん」の予防対策を効果的に推進するために、がん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、分析を行う地域がん登録事業を一般社団法人岩手県医師会の協力を得て実施している。

(1) がんの普及啓発

「がん」についての啓発やがん検診の受診勧奨を行うために、NPO 等民間団体や企業と連携して、がん検診普及啓発リーフレットを作成し、県民にとって身近な市町村役場や県内調剤薬局に配置した。

また、乳がんでは 10 月のピンクリボン運動への参加、大腸がんでは普及啓発イベントの 2 回に渡る実施など、様々な機会を活用して、がん検診受診率向上のための取組を積極的に推進した。

さらに、市町村・郡市医師会・検診機関を参加対象と

して、「がん検診に係る課題対策検討会」を開催し、がん検診の推進に当たっての諸課題を共有するとともに、

表 1-3 市町村が行ったがん検診の受診者数(平成23年度)

がん検診	受診者数	
胃がん検診	85,126人	延べ 450,320人
子宮頸がん検診	62,156人	
肺がん検診	138,992人	
乳がん検診	48,898人	
大腸がん検診	120,578人	

〔資料〕平成23年度地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

がん検診受診率向上のためには、普及啓発及び受診環境整備が重要であることを確認した。

表 1-4 市町村が行ったがん検診の実施状況(平成23年度)

	胃がん検診	子宮頸がん検診	肺がん検診	乳がん検診	大腸がん検診
県受診率 (%)	16.1	29.2	27.4	33.0	21.8
全国受診率 (%)	9.2	23.9	17.0	18.3	18.0

〔資料〕平成23年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

(2) 地域がん・地域脳卒中登録事業

県では、「がん」の予防対策を効果的に推進するために、がん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、分析を行う地域がん登録事業を、平成2年から社団法人岩手県医師会の協力を得て実施しており、今年度も継続して事業を行った。本事業では、毎年、報告書を作成し、県内医療機関や市町村等に配布し、がん対策に有効に活用されている。

表 1-5 平成21年地域がん登録事業によるがんの罹患数

罹患数	9,302人
-----	--------

〔資料〕平成21年岩手県地域がん登録事業報告書

表 1-6 平成22年地域脳卒中登録事業における脳卒中の登録数

登録数	4,123人
-----	--------

〔資料〕平成22年岩手県地域脳卒中登録事業報告書

6 生活習慣病予防

(1) 啓発普及

生活習慣病の予防対策の推進にあたっては、二次・三次予防とともに、生活習慣の改善をめざす一次予防対策に関する知識の啓発普及が重要である。

そのため、9月の健康増進普及月間には、食生活改善普及運動との連携を図りながら、市町村や関係機関の協力の下、ポスター掲示やリーフレット配布を行い、適度な運動習慣の定着や、食生活の改善、禁煙の推進などに係る全県的な普及啓発を行った。

表 1-7 平成23年度健康増進事業の実施状況

事業区分		実施状況
健康増進事業	健康手帳の交付	8,987人
	健康教育の実施回数	3,387回
	健康相談の実施回数	5,095回
	健康診査(特定健康診査)	受診人員 1,550人
	機能訓練	延べ人員 20人
訪問指導	訪問人員 14,225人	

〔資料〕平成23年度感染症事業費等国庫負担(補助)金実績報告

(2) 健康増進法に基づく健康増進事業

平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、これまで「老人保健法」のもとで行われてきた保健事業の多くは「健康増進法」に基づいて市町村が行う事業として引き継がれ、実施することとなった。また、平成23年度より、40歳以上5歳刻みの住民に対する肝炎ウイルス検診の個別勧奨に係る補助制度が開始された。

(3) 被災地健康支援

被災地での保健活動等を支援するため、県外自治体や県内陸部の市町村や保健所、関係団体の協力のもと、保健師(延べ11,530人)や栄養士(延べ1,490人)等を被災地に派遣し、保健活動、食生活・栄養支援活動等の支援を実施したほか、応急仮設住宅集会所等を活用し、健康相談、健康教室等(1,504箇所、延べ5,403人)を実施した。

第2 栄 養

県民の栄養状態は、平均的には良好に見えるものの、個々の偏りは年々大きくなっている。

この原因として、朝食欠食率の増加、外食利用率の増加、加工食品や特定の食品への依存、過度なダイエット志向など、個々の食生活が健康重視から個々の生活スタイルや嗜好重視に大きく変化しているためと考えられる。

このような中、糖尿病の予備軍及び有病者の増加等、生活習慣病の増加が大きな問題となっている。

これらの問題に対応し、県民が健康で良好な食生活を実現するため、個人の行動変容とともに、それを支援する食生活の環境づくりを含めた総合的な栄養改善施策の展開を図った。

1 特定給食施設等指導

特定給食施設等における栄養管理の適正化は、多くの喫食者への波及効果が大きいことから、これら施設の立入り検査や個別・集団指導等を行った。

表 1-8 平成23年度特定給食施設等立入及び指導実績

施設の種類	指導の種類	延立入検査件数	延個別指導数	延集団指導数 (上段:回数, 下段:指導者数)
特定給食施設 (特定多数人に1回100食以上または 1日250食以上を継続的に提供している施設)		94件	24件	19回
その他の特定給食施設 (特定多数人に1回50食以上または 1日100食以上を継続的に提供している施設)		99件	33件	524人

2 栄養調査

東日本大震災津波のため休止。

3 その他の栄養改善事業

市町村の栄養改善施策支援、食生活改善推進員の養成及び育成支援、外食料理の栄養成分表示支援、専門的栄養指導の必要な者に対する個別及び集団指導、栄養改善に関わるネットワーク構築等を随時行った。

第3 母子保健

岩手県の母子保健は、公衆衛生施策や医療水準の向上による乳児死亡の改善など効果をあげてきた。一方で、出生率の低下、人口の高齢化、核家族化、都市化、女性の社会進出の増加など、社会環境の大きな変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化を背景として、思春期の健康問題や子どもの虐待防止など新たな母子保健の課題の解決が急務となってきた。母子保健対策は、県民保健の維持向上のための基礎として極めて重要であり、子どもを健やかに生み育てていくためには母子保健の分野における対策の強化が求められているところである。

本県の乳児死亡率は昭和30年には出生1,000対64.7(全国39.8)で、全国でも最高率であったが、保健医療関係者の努力と保健事業の充実等により改善され、10年後の昭和40年には28.5に半減、昭和55年には9.1と初めて1ケタ台を達成した。

昭和60年には5.0(全国5.5)となり、初めて全国平均を下回り、平成12年には2.3(全国3.2)と最も低い数値を記録した。しかし、平成14年に再び全国平均を上回り、以降は全国値とほぼ同程度で推移しており、平成23年は4.6(全国2.3)となっている。

妊産婦死亡率(妊娠及び分娩に伴う母体の死亡)は、妊産婦に母体管理レベルを表す重要な指標であり、本県においては、全国と同様に減少傾向で推移していたが平成23年の妊産婦死亡は、岩手県1人、全国で41人となっている。(表1-9参照)

表 1-9 母子保健の状況

項目	年次	19	20	21	22	23
		乳児死亡率	2.6	2.6	2.4	2.3
	全国	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3
	岩手県	2.2	3.5	3.5	2.7	4.6
新生児死亡率	全国	1.6	1.2	1.2	1.1	1.1
	岩手県	1.2	1.5	1.9	1.6	0.5
早期新生児死亡率	全国	1	0.9	0.8	0.8	0.8
	岩手県	0.7	1.2	1.6	0.6	0.1
周産期死亡率	全国	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1
	岩手県	5.1	5.4	5.4	6	4.9
妊産婦死亡率	全国	3.1	3.5	4.8	4.1	3.8
	岩手県	0	0	0	10	10.5
死産率	全国	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9
	岩手県	31.1	26.6	26.1	29	26.8

1 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付

妊娠した者は、すみやかに市町村に妊娠の届出をすることとなり、この届出をした者に対して市町村から母子健康手帳が交付されることとなっている。

本県の平成23年度の妊娠届出数は9,584人となっている。

2 乳幼児の健康診査及び各種検査事業

(1) 健康診査及び保健指導

平成9年度より母子保健法の一部改正に伴い、保健指導や妊産婦・乳児の健康診査等事業が市町村に移譲され、県は市町村相互の連絡調整や未熟児の訪問指導、養育医療給付等を行うこととされた。

(2) 先天性代謝異常等検査

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいなどの症状をきたすが、早期に発見し早期に適切な治療を行うことにより、心身障がいの発生を防止することが可能である。

先天性代謝異常の検査（フェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症）は、昭和53年6月から、医療機関で血液を採取し、衛生研究所において、マス・スクリーニングが行われている。平成13年度からは、（公財）岩手県予防医学協会に検査を委託しており、平成23年度の検査実施実人員は10,271人であり、患児は1人であった。

また、昭和55年8月から実施しているクレチン症検査による患児は、平成23年度は0人であり、平成元年度から実施している副腎過形成症検査による患児も、平成23年度は0人であった。

3 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査

(1) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語等、発達の標識が容易に得られる1歳6か月時点において健康診査を実施することにより、運動機能、精神発達の遅滞等障がいをもった幼児を早期に発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、昭和52年度から市町村が実施してきている。

平成23年度の受診実人員は、一般健康診査9,536人（受診率95.0%）であり、歯科健康診査の受診者数は9,803人（受診率97.5%）であった。

(2) 3歳児健康診査

幼児期において、身体の発育及び精神の面からも重要な時期である3歳児を対象に、総合的な健康診査を行い、その結果に基づいて指導及び措置を行うものであり、平成9年度からは、母子保健法の一部改正に伴い、市町村が実施している。

平成23年度の受診実人員は、一般健康診査9,913人（受診率96.9%）、要精密健康診査対象者は617人であった。また、歯科健康診査の受診者数は9,923人（受診率97.2%）であった。

4 児童に対する医療対策

医療対策は、単に児童の疾病、障がいを治療するだけでなく、心身障がいの発生防止、児童の健全な育成を図るために行っている。

(1) 未熟児養育医療給付

未熟児は正常な新生児に比べ、生活力が特に弱く、疾病にもかかりやすいため、死亡する割合も高い。また、障がいを残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療の給付を行っている。

(2) 身体障がい児育成医療給付

身体に障がいを持っている児童や、現存する疾患を放置すれば障がいを残すと認められる児童に対し、手術等によって比較的短期間に確実な治療効果が期待できる場合、育成医療の給付を行い、児童の健全育成を図っている。

対象となる疾患を障がい区分により例示すれば、次のとおりである。

①肢体不自由によるもの、②視覚障がいによるもの、③聴覚、平衡機能障がいによるもの、④音声、言語、そしゃく機能障がいによるもの、⑤内臓障がいによるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障がいを除く内臓障がいについては、先天性のものに限る。）、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいによるもの。

なお、唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正、腎臓障がいに対する人工透析療法及び小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法についても対象となる。

(3) 結核児童療育医療給付

結核の療養は長期にわたるため、心身の発育期にある児童の場合、その医療のみならず入院中の教育面及び生活面についても適切な指導が必要であることから、結核に罹患している児童を指定療育医療機関に入院させ、適切な生活指導のもとに医療と教育を併せて行うこととしている。なお平成5年以降給付申請はない。

(4) 小児慢性特定疾患治療研究

小児慢性疾患のうち特定の疾患についてはその治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる。

このため、昭和43年度から先天性代謝異常児医療として、フェニールケトン尿症等に対する医療給付が行われており、44年度からは血友病、46年度からは小児がんの入院治療、47年度には慢性腎炎、ネフローゼ及びぜんそくの入院治療に対し、治療研究事業として医療費の援助を行ってきた。

49年度からは、さらに対象疾患の大幅な拡大が行われ、小児慢性特定疾患治療研究事業として統合され、10疾患群について、治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行ってきた。

平成17年度からは、制度創設以来、事業を取り巻く状況も大きく変化していることから、より安定的な制度とするため、児童福祉法に位置づけられた。この改正により、対象疾患は11疾患群（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患）に増え、対象患者の重点化、自己負担の導入等が図られた。平成23年度の受給者実人員は1,343人（盛岡市分含む。）となっている。

5 人工妊娠中絶

平成23年度人工妊娠中絶件数は、2,342件で前年より94件減少している。

人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、9.6で、前年と比較して0.2減少している。（表1-10参照）

人工妊娠中絶件数を妊娠週別にみると、満7週以内が1,238件で52.8%と大半を占め、次いで満8週～11週が990件（42.2%）、12～15週が59件（2.5%）の順となっている。

表1-10 年次別にみた人工妊娠中絶件数及び率（岩手県）

年次	件数	率 (15～49歳) 女子人口千対
19	3,272	12.2
20	3,023	11.5
21	2,775	10.7
22	2,436	9.8
23	2,342	9.6

〔資料〕「衛生行政報告例」(厚生労働省)

第4 歯科保健

う歯及び歯周疾患等の歯科疾患を予防し、県民が健康的な生活を生涯にわたって営むためには、乳幼児期から成人、高齢者及び障がい者にいたる年齢各期に対応した歯科保健対策が必要であることから、口腔衛生の普及啓発、各種健診事業の実施、乳幼児及びその保護者を対象とした歯科相談事業等を実施し、その対策に努めている。

1 歯科保健の現状

本県のう歯有病者率は、平成23年度の1歳6か月児健康診査の結果では2.5%、3歳児健康診査では26.7%と依然高率である。また、平成21年度県民生活習慣実態調査の結果では、25歳から64歳の約8割の県民が歯周疾患に罹患し、65歳以上で20歯以上ある者の割合は約4割となっている。

2 事業の実施状況

(1) 口腔衛生知識の普及啓発

歯の衛生週間、岩手県よい歯のコンクール（平成23年度は、母と子の部門で2組、おばあちゃん子の部門で3組表彰）、岩手県歯科保健大会等において、県民の歯科保健に対する意識啓発を図った。また、80歳で20本以上の歯を残すことを目標とした8020（ハチマルニイマル）運動について、イー歯トープ8020コンクールを実施し、啓発に努めた。

(2) 地域保健医療推進歯科衛生士研修事業

地域における歯科保健医療の推進に寄与するため、県歯科衛生士会に委託して地域保健医療推進歯科衛生士研修を2回開催（受講者数延139人）した。

(3) 健康いわて 21 プラン口腔保健領域重点化事業

「健康いわて 21 プラン」口腔保健領域の目標を達成するため、「幼年期及び少年期のむし歯の予防」に対しては「乳幼児齲蝕ゼロ対策事業」及び「フッ化物局所応用法利用推進事業」を、また、「青年期以降の歯周病疾患及び歯の喪失の予防」に対しては「口腔保健領域からの禁煙支援事業」及び「高齢者の口腔ケア推進事業」を実施した。

ア 乳幼児齲蝕ゼロ対策事業

保育所職員に対する研修、現地指導等のサポート、ハイリスク者に対する支援等の実施（1保健所）

イ フッ化物局所応用法利用促進事業

ア) フッ化物応用法（洗口、配合歯磨剤、歯面塗布）の利用を推進するため、フッ化物局所応用法の普及啓発を実施（1保健所）

イ) 保育所・幼稚園、小学校、中学校においてフッ化物洗口の導入を希望又は導入して聞かない施設に対して支援（4保健所）

ウ 口腔保健領域からの禁煙支援事業

成人の歯周病を予防するために、口腔保健領域から禁煙支援活動の実施（1保健所）

エ 高齢者の口腔ケア推進事業

高齢者の口腔機能の維持・向上を目的とした口腔ケアを実施（5保健所）

(4) 被災地口腔ケア推進事業（(社)岩手県歯科医師会委託）

平成 23 年東日本大震災津波の被災地において、163 の歯科保健活動チーム（歯科医師延べ 163 人、歯科衛生士延べ 305 人）が応急仮設住宅の集会所（延べ 195 箇所）及び高齢者施設（延べ 49 施設）を巡回し、歯科健診・歯科相談（被災者延べ 2,022 人）、口腔ケア（被災者延べ 1,759 人）等の活動を実施した。

第 5 精神保健福祉

1 精神障がい者数

平成 23 年度の県内の精神科病院に入院している患者数は 3,972 人であり、その内訳は、精神保健福祉法に基づく措置入院 10 人、医療保護入院 777 人、任意入院 3,155 人、となっている。また、自立支援医療（精神通院）受給者は 16,916 人である。

2 医療及び保護

医療及び保護を必要とする精神障がい者のうち、自傷他害のおそれのある患者については、法に基づき知事の権限で国立病院、県立病院又は知事の指定する精神科病院に入院させる一方、一般患者に対する医療として、精神障がい者が治療上必要と認められた通院患者に対しては、その医療に要する費用の 90%（ただし保険給付分を優先する）を県が負担した。また、精神科病院に対する実地指導や入院患者に対する実地審査を実施し、適切な医療及び保護の確保に努めた。

(1) 措置入院

平成 23 年度における精神障がい者の医療及び保護の申請等届出件数は 109 件、このうち、精神保健指定医の診察の結果、措置入院した者は 8 人であった。また、知事が講じた措置入院の対象となった患者の医療費は 21,157 千円であった。

(2) 通院医療

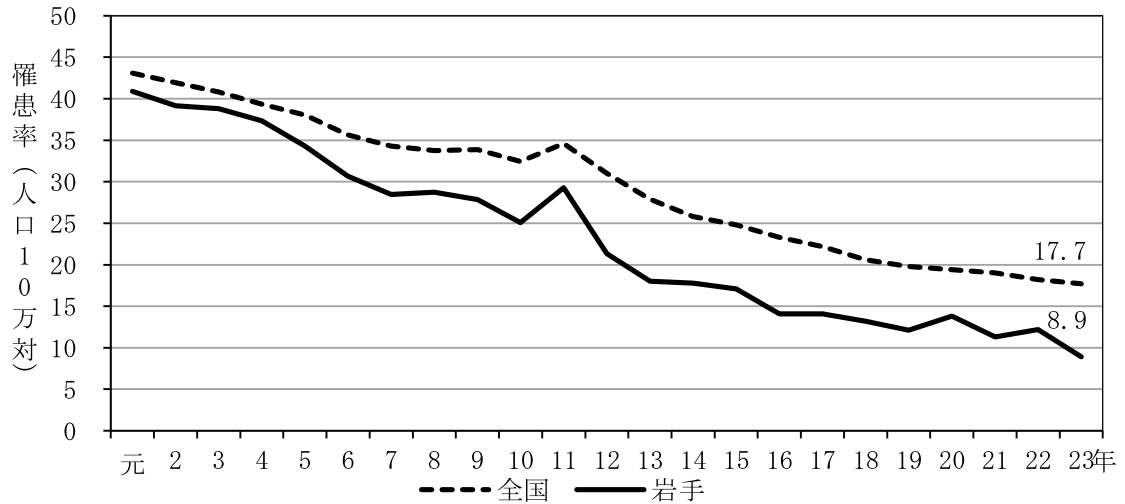
平成 23 年度に新規に承認された自立支援医療（精神通院）申請件数は 1,963 件となり通院医療の促進を図った。

3 精神保健相談及び訪問指導

精神障がい者、家族及び一般人を対象として、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて、精神科嘱託医の協力を得ながら、適切な医療の普及、早期治療、再発防止等の促進及び社会適応の援助等についての相談等を行うとともに、精神保健に関する教育及び広報活動を行った。

- (3) 結核対策関係者の研修
保健所の医師、保健師等を結核研究所に派遣しその資質の向上を図った。
- (4) ハイリスク者（高齢者）予防対策
高齢者施設職員及び医療従事者への指導や研修を実施した。

図 1-1 結核新登録患者罹患率年次推移（人口 10 万対）



第 8 エイズ対策

1 感染者・患者の動向

岩手県におけるこれまでのH I V感染者、エイズ患者の累計は、それぞれ 22 人、28 人となっている。

全国における平成 23 年のH I V感染者の報告数は 1,056 人であった。これは前年の 1,075 人に比べ 19 人の減少であった。また、エイズ患者の報告数は、473 人と前年の 469 人に比べ 4 人の増加であった。

全国におけるH I V感染者の経年変化をみると、日本国籍男性で増加傾向がみられる。また、感染経路としては、同性間の性的接触によるものが増加傾向にある。特に日本国籍男性の新規エイズ患者報告数の増加が著しい。

2 エイズ相談・抗体検査の状況

平成 23 年に保健所（盛岡市を含む。）で行ったエイズ相談件数は 271 件となっている。また、H I V抗体検査件数は 612 件で、前年に比べ 59 件の減少となっている。

表 1-11 H I V感染者及びエイズ患者の年次推移

年次		昭和60年 ～ 平成13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
県	感染者	7	2	2	0	2	0	3	2	1	3	0	22
	患者	8	1	1	0	2	4	2	3	3	2	2	28
全国	感染者	4,526	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	13,704
	患者	2,248	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473	6,272

第6 感染症予防等

1 感染症の発生動向（平成23年）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、医師から届出される全数把握疾患及び指定届出機関から届出される定点把握疾患の発生動向を把握し、感染症発生動向調査委員会において解析評価したうえで、インターネットホームページ等により情報提供している。

なお、被災地における感染症の予防及びまん延防止のため、岩手医科大学及び県立病院の感染制御の有資格者等によりいわて感染制御支援チームを結成し、避難所サーベイランス、避難所の巡回による衛生指導等を実施した。

(1) 一類感染症

エボラ出血熱等の一類感染症の届出はなかった。

(2) 二類感染症

結核は、患者及び無症状病原体保有者併せて229人の届出があった。

(3) 三類感染症

腸管出血性大腸菌感染症は、患者及び無症状病原体保有者併せて126人の届出があった。

(4) 四類・五類感染症（全数把握）

A型肝炎3人、つつが虫病10人、デング熱1人、レジオネラ症14人、アメーバ赤痢8人、ウイルス性肝炎1人、急性脳炎3人、クロイツフェルト・ヤコブ病2人、劇症型溶血性レンサ球菌感染症1人、後天性免疫不全症候群2人、破傷風2人、風しん1人及び麻疹2人の届出があった。

2 感染症患者（結核を除く）への医療提供

保健所（盛岡市を除く。）からの入院勧告又は措置による患者の入院はなかった。

3 原爆被爆者対策

県内における被爆者健康手帳の交付数は平成24年3月末現在46人であり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき健康診断を実施したほか、県内の医療機関を指定して医療の給付を行っている。

また、各種手当の平成24年3月末現在の受給者数は、医療特別手当2人、健康管理手当41人、費用介護手当1名及び家族介護手当1人となっている。

第7 結核予防

1 罹患等の動向

結核患者罹患率の年次推移は、図1-1に示すとおり減少傾向であるが、近年は横ばいとなっている。

平成23年の結核新登録患者数は117人、人口10万人当りの罹患率は8.9と、前年（162人、10万対12.2）に比べ新登録患者数は45人減少した。

また、結核死亡者数は、平成23年は20人と前年（20人）と同数だった。

2 定期健康診断

平成23年度の実施状況は、対象者363,822人に対して受診者184,311人、受診率50.7%であった。

3 新登録患者

新登録患者（非定型抗酸菌症を除く）は117人で前年より45人減少した。

4 登録患者

平成23年末の結核登録患者数は298人で、前年（343人）に比べ45人減少した。

5 結核対策特別促進事業

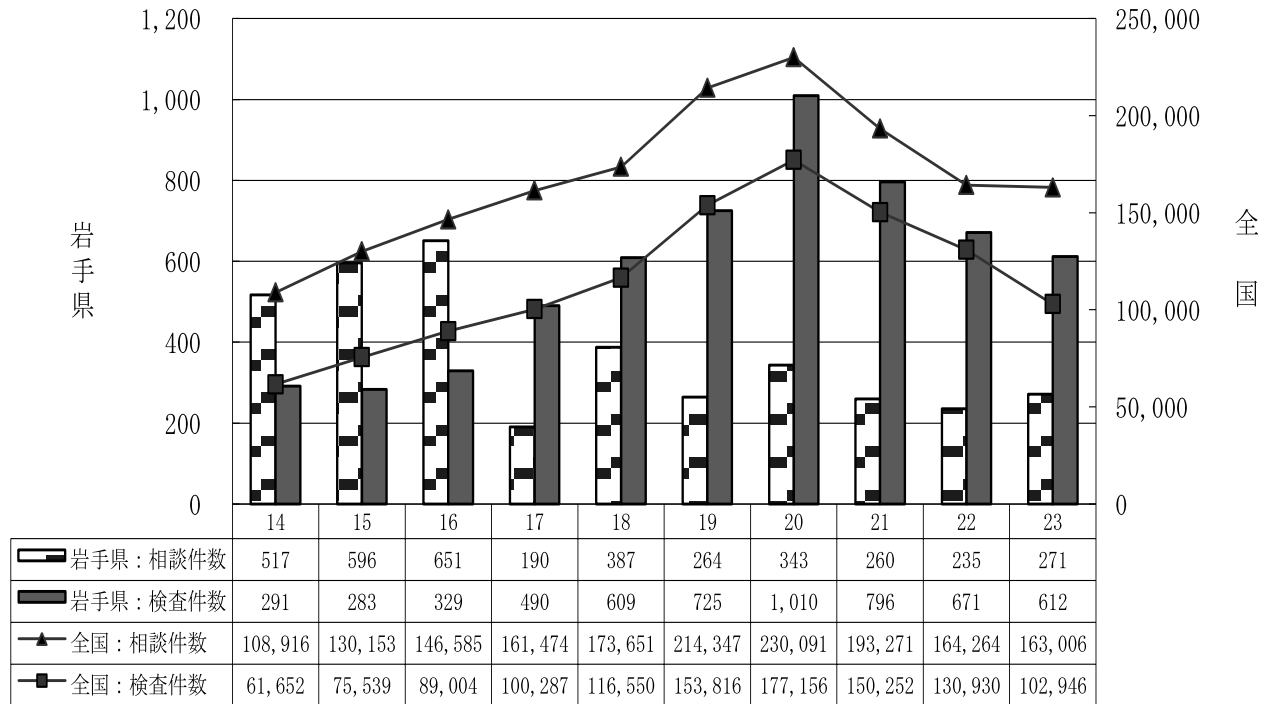
(1) 結核の治療率向上(DOTSの推進)

治療中断のリスクが高い患者、服薬支援が必要な患者が治療終了にいたるまで確実に服薬ができるよう患者の状況に応じた服薬支援を行うとともに、医療機関と連携しながら院内DOTS及び地域DOTSを推進した。

(2) 啓発普及活動

結核予防週間（9月）を中心に、広報媒体やキャンペーンにより結核予防に対する意識の高揚を図った。

図 1-2 エイズ相談・HIV抗体検査件数



第9 特定疾患等

1 特定疾患対策

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患に係る医療費等の自己負担分の一部給付を行うことにより、患者の経済的負担の軽減を図っている。

なお、対象疾患の追加や医療の進歩等により、対象患者が増加しており、平成 23 年度は 56 疾患 8,424 人となっている。

2 遷延性意識障がい者対策

治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額となる遷延性意識障がい者（いわゆる植物人間状態）に対する治療方法の研究を推進するとともに遷延性意識障がい家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分(食事療養費を除く。)、褥瘡予防費（おむつ代）及び介護料等の給付を行っている。

3 ハンセン病

国立ハンセン病療養所に入院している本県出身の患者は、平成 23 年度末で東北新生園（宮城県）36 人、松丘保養園（青森県）11 人、栗生楽泉園（群馬県）2 人、多磨全生園（東京都）3 人、計 52 人である。

入所者に対しては、知事見舞金や郷土産品等を提供した。

第2章 医療・薬事

第1 医療施設

1 施設数

(1) 施設の種別別にみた施設数

施設を種別別にみると、病院は92施設（前年95施設）、一般診療所は902施設（前年918施設）と前年と比べて病院、一般診療所とも減少している。一般診療所を有床・無床別でみると、有床診療所は150施設（前年156施設）で前年に比べ6施設（3.8%）減少し、無床診療所は752施設（前年762施設）で、前年に比べ10施設（1.3%）減少している。

歯科診療所は580施設（前年611施設）で、前年に比べ31施設（5.1%）減少している。（表2-1）

表2-1 施設の種別別にみた施設数 各年10月1日現在

区分	施設数		構成割合(%)	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
総数	1,574	1,624	100.0%	100.0%
病院	92	95	(100.0%)	(100.0%)
精神病院	15	15	(16.3%)	(15.8%)
一般病院	77	80	(83.7%)	(84.2%)
一般診療所	902	918	(100.0%)	(100.0%)
有床	150	156	(16.6%)	(17.0%)
無床	752	762	(83.4%)	(83.0%)
歯科診療所	580	611	(100.0%)	(100.0%)
有床	-	-	-	-
無床	580	611	(100.0%)	(100.0%)

〔資料〕平成23年度医療施設（静態・動態）調査、平成22年度医療施設（動態）調査

(2) 開設者別にみた施設数

施設を開設者別にみると、病院では「医療法人」が48施設（病院数の52.2%）で最も多く、次いで「県」が20施設（同21.7%）となっている。

一般診療所では、「個人」が442施設（一般診療所の49.0%）で最も多いが、前年に比べ21施設（4.5%）減少した。また、「医療法人」が242施設（一般診療所の26.8%）で、前年に比べ6施設（2.5%）増加している。

歯科診療所では「個人」が512施設（歯科診療所の88.3%）であり、前年に比べ33施設（6.1%）減少している。（表2-2）

表2-2 開設者別にみた施設数 各年10月1日現在

区分	病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
総数	92 (100.0%)	95 (100.0%)	902 (100.0%)	918 (100.0%)	580 (100.0%)	611 (100.0%)
国	4 (4.3%)	4 (4.2%)	5 (0.6%)	5 (0.5%)	-	-
公的医療機関	31 (33.7%)	34 (35.8%)	62 (6.9%)	61 (6.6%)	12 (2.1%)	12 (2.0%)
県	20	23	10	8	-	-
市町村	8	8	44	46	12	12
その他	3	3	7	7	-	-
社会保険関係団体	-	-	1	2	-	-
医療法人	48 (52.2%)	48 (50.5%)	242 (26.8%)	236 (25.7%)	55 (9.5%)	53 (8.7%)
個人	-	-	442 (49.0%)	463 (50.4%)	512 (88.3%)	545 (89.2%)
その他	9 (9.8%)	9 (9.5%)	151 (16.7%)	151 (16.4%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)

（注）（ ）書きは構成割合（%）

(3) 二次医療圏（保健医療圏）別にみた人口10万対施設

人口10万人に対する病院数をみると、病院は7.0施設（前年7.1施設）で、前年に比べ0.1施設減少している。これを二次医療圏別にみると、盛岡8.1施設（同8.3施設）、釜石10.0施設（同10.9施設）などが多く、気仙4.6施設（同4.3施設）、二戸5.0施設（同5.0施設）などが少なくなっている。（図2-1）

人口10万人に対する一般診療所数は、68.7施設（前年69.0施設）で、前年に比べ0.3施設減少している。これを二次医療圏別にみると、盛岡78.6施設（同79.1施設）、胆江72.1施設（同70.9施設）などが多く、釜石48.0施設（同47.4施設）、久慈48.8施設（46.4施設）などが少なくなっている。

（図2-2）

同様に歯科診療所数をみると、44.2施設（前年45.9施設）で、前年に比べ1.7施設減少している。これを二次医療圏別にみると、盛岡56.4施設（同56.3施設）、二戸40.2施設（同41.3施設）が多く、気仙22.9施設（同41.3施設）、釜石34.0施設（同43.8施設）などが少なくなっている。（図2-3）

図2-1 二次医療圏別にみた人口10万対病院数（平成23年10月1日現在）

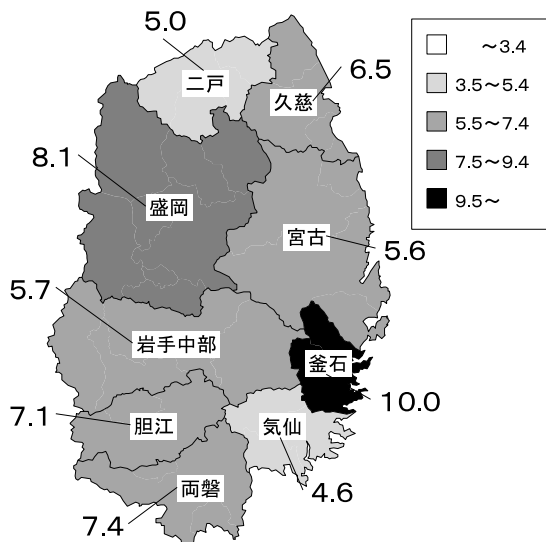


図2-2 二次医療圏別にみた人口10万対一般診療所数（平成23年10月1日現在）

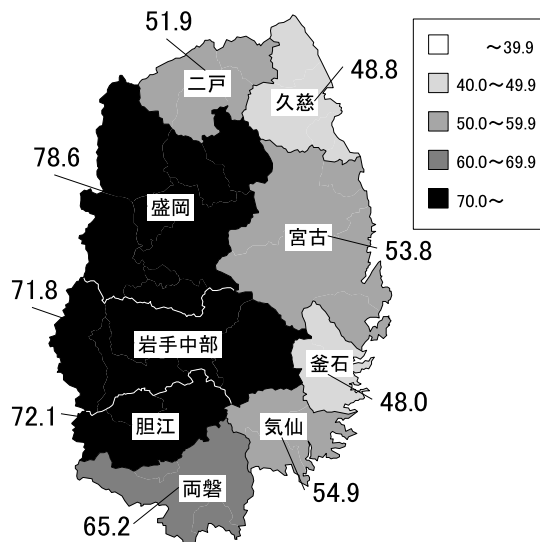
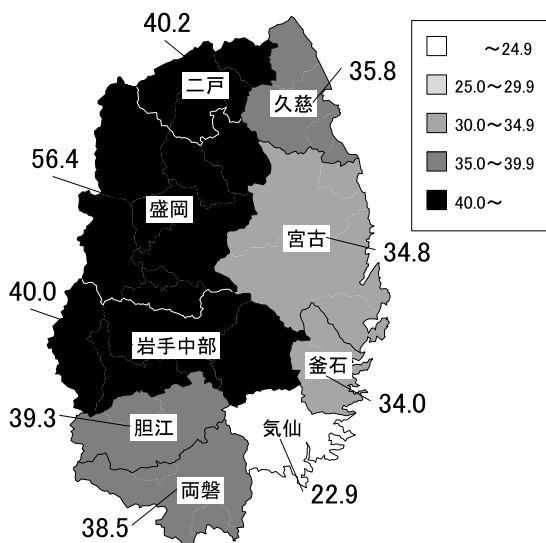


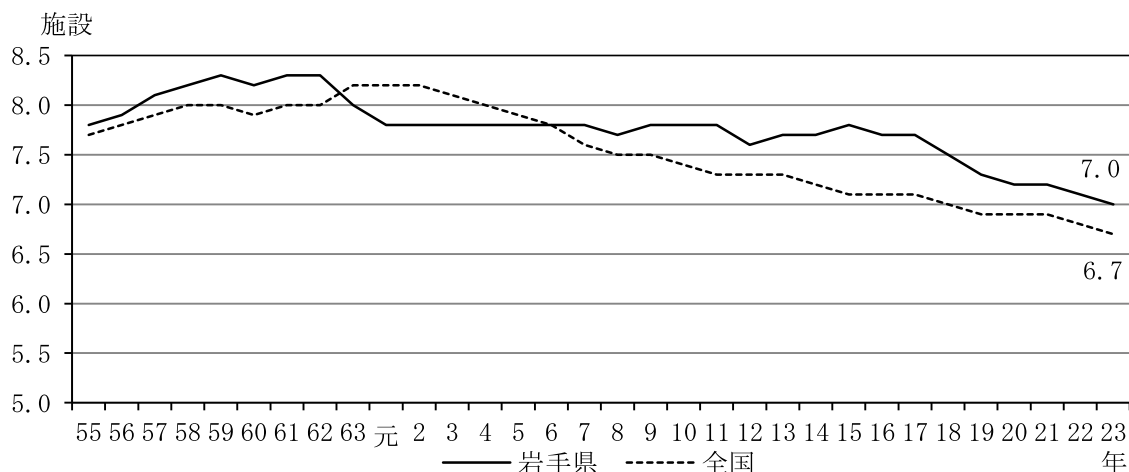
図2-3 二次医療圏別にみた人口10万対歯科診療所数（平成23年10月1日現在）



人口10万人に対する施設数を全国と比較すると、病院は、本県7.0施設に対して全国6.7施設となっており、本県は全国を上回っている。(図2-4)

一方、一般診療所は本県68.7施設に対し全国77.9施設、歯科診療所は本県44.2施設に対し全国53.3施設となっており、一般診療所、歯科診療所とも全国を下回っている。

図2-4 人口10万対病院数年次推移



2 病床数

(1) 施設の種別別にみた病床数

病床種別別にみると、病院の病床数は17,965床(前年18,506床)で前年に比べ541床(2.9%)減少している。そのうち、一般病床は10,619床(前年10,992床)で、前年に比べ373床(3.4%)の減少であり、精神病床は4,581床(前年度4,649床)で、前年に比べ68床(1.5%)の減少となっている。1病院当たりの平均病床数をみると、195.3床(前年194.8床)で前年と比べ0.5床増加している。また、一般診療所の病床数は2,044床(前年2,133床)で、前年に比べ89床(4.2%)減少している。(表2-3)

表2-3 施設の種別別にみた病床数 各年10月1日現在

区分	病床数		構成割合(%)	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
総数	20,009	20,639	100.0%	100.0%
病院	17,965	18,506	89.8%	89.7%
精神病床	4,581	4,649	(25.5%)	(25.1%)
感染症病床	38	40	(0.2%)	(0.2%)
結核病床	137	167	(0.8%)	(0.9%)
療養病床	2,590	2,658	(14.4%)	(14.4%)
一般病床	10,619	10,992	(59.1%)	(59.4%)
一般診療所	2,044	2,133	10.2%	10.3%
歯科診療所	-	-	-	-
1病院当たり平均病床数	195.3	194.8		
有床の一般診療所の1施設当たり平均病床数	13.6	13.7		

(2) 開設者別にみた病床数

病床数を開設者別にみると、病院では、「医療法人」が7,727床(病院病床数の43.0%)で最も多く、次いで「県」が5,326床(病院病床数の29.6%)となっている。

一般診療所では、「医療法人」が882床で一般診療所病床数の43.2%と大半を占めている。(表2-4)

表 2-4 開設者別にみた病床数

各年10月1日現在

区分	病 院		一般診療所		歯科診療所	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
総 数	17,965 (100.0%)	18,506 (100.0%)	2,044 (100.0%)	2,133 (100.0%)	-	-
国	924 (5.1%)	954 (5.2%)	29 (1.4%)	29 (1.4%)	-	-
公的医療機関	6,913 (38.5%)	7,406 (40.0%)	259 (12.7%)	277 (13.0%)	-	-
県	5,326	5,682	95	76	-	-
市町村	742	879	164	201	-	-
その他	845	845	-	-	-	-
社会保険関係団体	-	-	-	-	-	-
医 療 法 人	7,727 (43.0%)	7,743 (41.8%)	882 (43.2%)	857 (40.2%)	-	-
個 人	-	-	874 (42.8%)	962 (45.1%)	-	-
そ の 他	2,401 (13.4%)	2,403 (13.0%)	-	8 (0.4%)	-	-

(注) () 書きは構成割合 (%)

(3) 二次医療圏(保健医療圏)別にみた人口10万対病床数

人口10万人に対する病床数をみると、病院では1,368.5床(前年1,391.3床)で、前年に比べ約23床減少している。このうち一般病床は808.9床(同826.4床)で、前年に比べ約18床減少している。これを二次医療圏別にみると、釜石1,247.2床、盛岡941.1床などが多く、宮古528.2床、久慈615.9床などが少なくなっている。(図2-5)

一般診療所は、155.7床(前年160.4床)で、前年に比べ約5床減少している。

病院の人口10万対病床数を全国と比較すると、本県の1,368.5床に対して、全国は1,238.7床で本県の方が約130床多くなっている。(図2-6)

図 2-5 二次医療圏(保健医療圏)別にみた人口10万対病院の一般病床数
(平成23年10月1日現在)

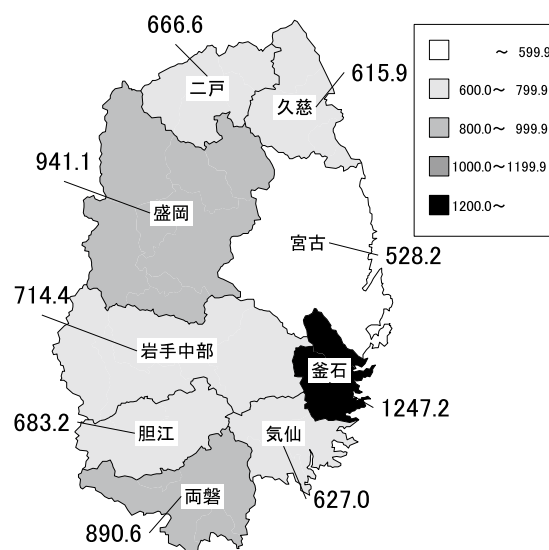
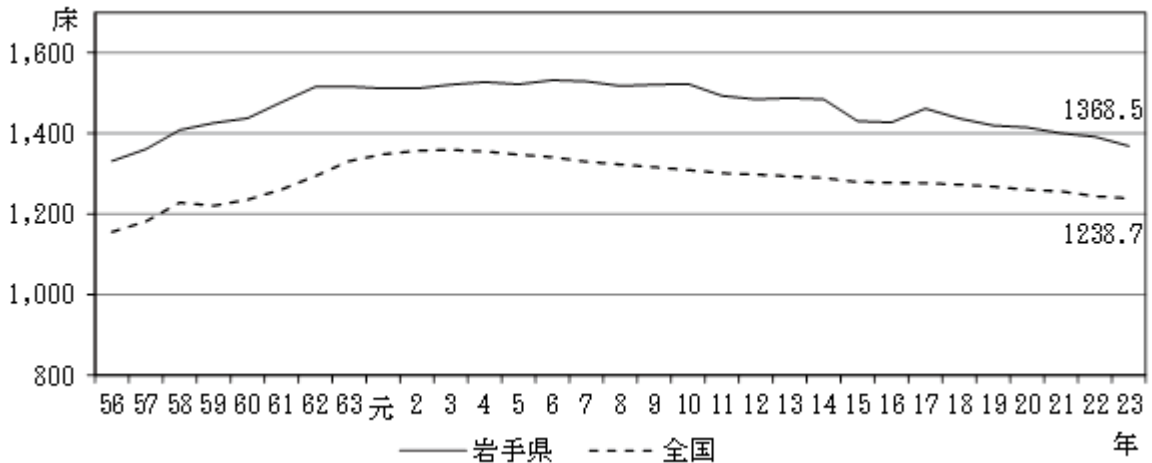


図 2-6 病院の人口 10 万対病床数年次推移



第 2 医療関係者

医療関係者に関する調査は隔年で実施されており、直近では平成 22 年に実施された。

1 医 師（平成 22 年末現在）

平成 22 年末現在で県内に在住する医師数は 2,576 人で、平成 20 年に比べ 18 人（0.7%）減少している。

人口 10 万に対する医師数は 193.7 人（全国 230.4 人）で平成 20 年より 1.8 人の増加となっている。（図 2-7）

地域別（保健医療圏別）に人口 10 万対医師数をみると、医療機関のある盛岡が 287.1 人で最も多く、次いで胆江が 154.1 人となっているが、盛岡以外の 8 地区は県平均（193.7 人）以下となっている。その中でも特に東北本線沿線以外の地域が低く、最も低い宮古が 119.1 人、次いで久慈の 123.5 人、釜石の 137.4 人などである。（図 2-8）

医療施設において従事する医師数は 2,413 人で、これを業務の種類別にみると病院（医療機関附属の病院を除く。）及び診療所の勤務者が 1,262 人（医師総数の 49.0%）、病院及び診療所の開設者又は法人の代表者が 703 人（27.3%）、医療機関附属病院の勤務者が 448 人（17.4%）となっている。また、従事している診療科別の主なものをみると、内科 483 人（医療施設従事医師総数の 20.0%）、外科 190 人（7.9%）、整形外科 160 人（6.6%）の順となっている。

2 歯科医師（平成 22 年末現在）

県内に在住する歯科医師数は 1,046 人で平成 20 年に比べ 16 人（1.6%）増加している。

人口 10 万に対する歯科医師数は、78.6 人で平成 20 年より 2.7 人の増加となっている。

地域別（保健医療圏別）に人口 10 万対歯科医師数をみると歯科医療機関のある盛岡が最も多く、人口 10 万に対する歯科医師数は 125.7 人となっている。次いで胆江 60.1 人、岩手中部 53.1 人、二戸 51.5 人の地域が高率となっている。一方、低率地域は気仙 45.5 人、久慈 48.1 人などとなっている。（図 2-9）

医療施設において従事する歯科医師数は 988 人で、これを業務の種類別にみると診療所の開設者又は法人の代表者が最も多く 575 人（歯科医師総数の 55.0%）、次いで医療機関附属病院の勤務者が 197 人（18.8%）、診療所の勤務者が 189 人（18.1%）などとなっている。

3 薬 剤 師（平成 22 年末現在）

県内に在住する薬剤師数は 2,123 人で、平成 20 年より 6 人（0.3%）増加している。人口 10 万に対する薬剤師数は 159.6 人で平成 20 年より 3.0 人増加している。

薬局、医療施設において従事する薬剤師数は 1,722 人で薬剤師総数の 81.1% を占めている。これを業務の種類別にみると薬局の勤務者 1,052 人（薬剤師総数の 49.6%）、次いで病院及び診療所において調剤に従事する者が 441 人（20.8%）、薬局の開設者又は法人の代表者 204 人（9.6%）などとなっている。

地域別（保健医療圏別）の人口 10 万対薬剤師数は図 2-10 のとおりである。

4 保健師、助産師、看護師、准看護師（平成 22 年末現在）

平成 22 年末の就業看護職員数（実人員）は、16,440 人であり、平成 20 年末の 16,024 人より 416 人増加している。内訳は、保健師 613 人、助産師 349 人、看護師 11,931 人、准看護師 3,547 人である。保健医療圏別人口 10 万対就業者数は、それぞれ図 2-11、図 2-12 のとおりである。

图 2-7 医师、歯科医師年次推移（全国比較・人口 10 万対）

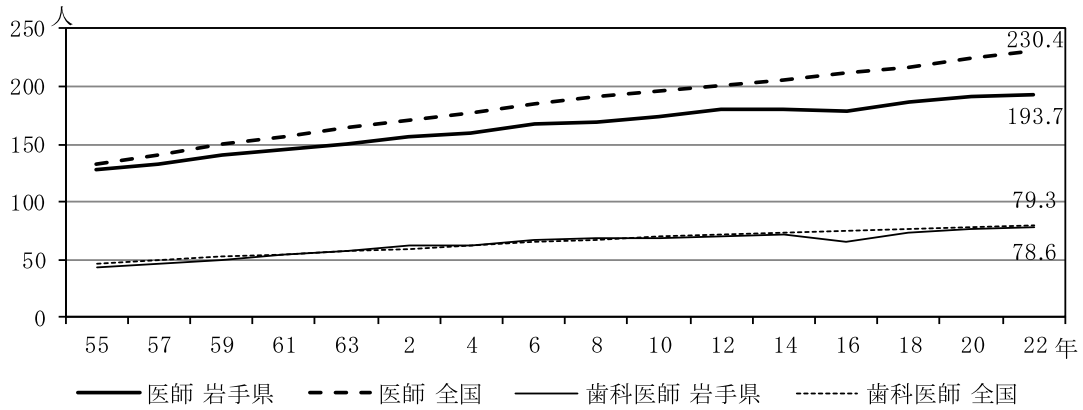


图 2-8 保健医療圏別医師分布図（従業地・人口 10 万対）

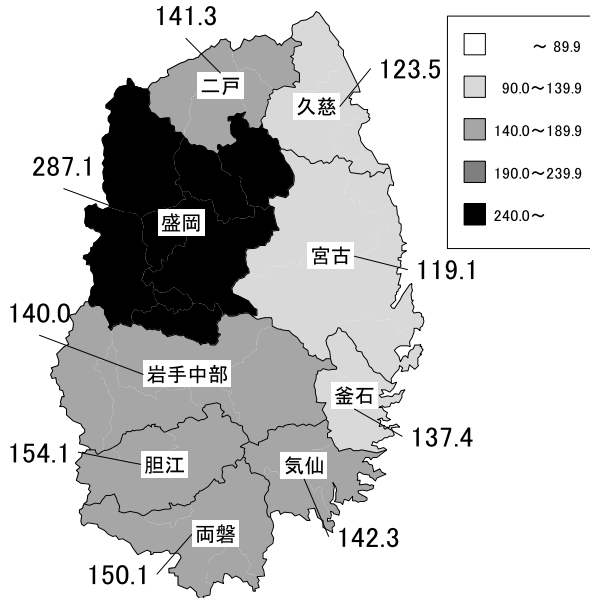


图 2-9 保健医療圏別歯科医師分布図（従業地・人口 10 万対）

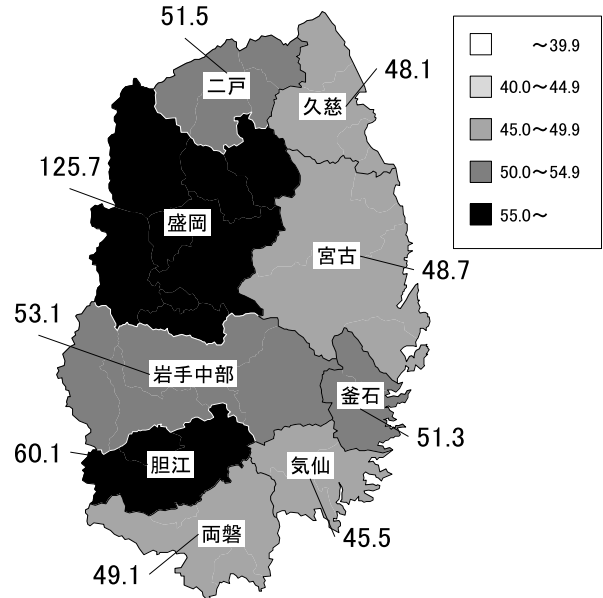


图 2-10 保健医療圏別薬剤師分布図（従業地・人口 10 万対）

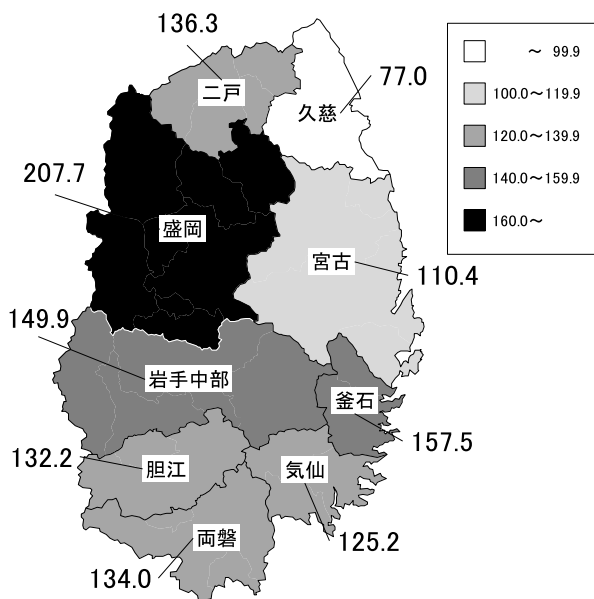


图 2-11 保健医療圏別保健師分布図（従業地・人口 10 万対）

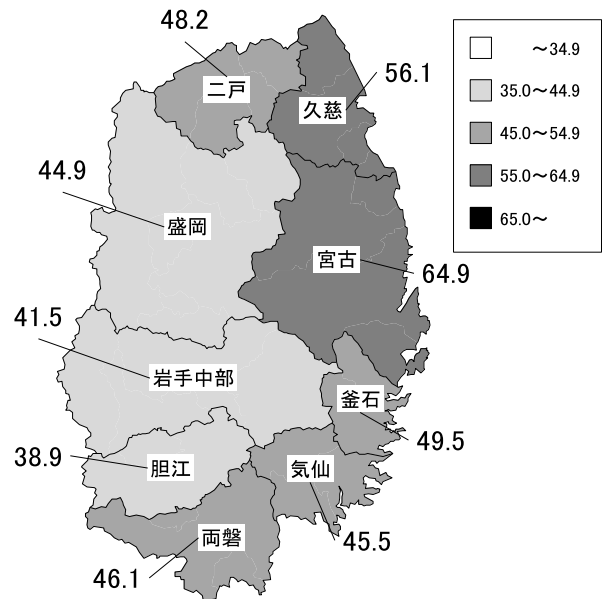
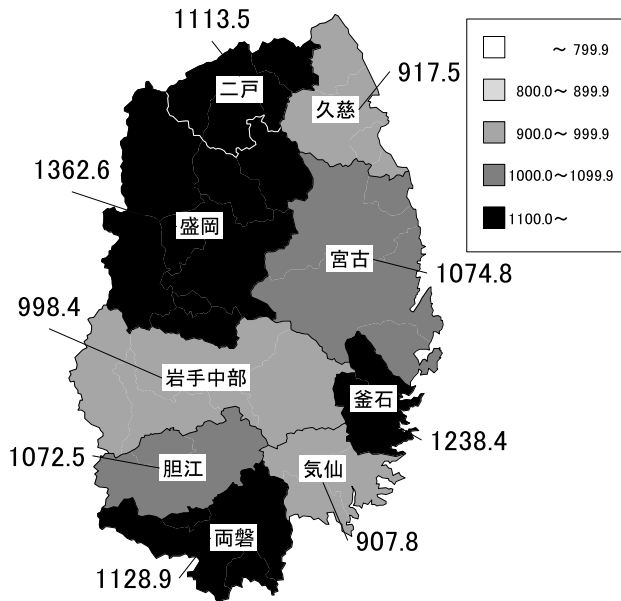


図2-12 保健医療圏別看護師・准看護師分布図（従業地・人口10万対）



5 医療従事者の養成

(1) 医師、歯科医師養成

昭和44年から岩手医科大学の奨学生制度に助成を行い医師の養成を図ってきたが、さらに47年度からは、歯科医師養成を併せて実施し、これまで医師158人、歯科医師45人を養成した。卒業後は、県内の公的病院や診療所などに勤務し、本県の医療確保に貢献している。

また、47年にへき地等の地域社会における医療の確保向上を目的として発足した自治医科大学へは、本県から毎年2～3人ずつ入学し、これまで100人養成しており、53年度以降86人が卒業し、国保診療所等で地域医療に従事している。

さらに、昭和57年度から、医師不足地域の市町村（医師数が人口10万対県平均以下）が医師の確保を図るため、市町村医師養成事業を実施し、これまで医師36人を養成した。卒業後は、公的病院に勤務するほか、大学院等で研鑽を積んでいる。

なお、市町村医師養成事業については、県と市町村の共同事業とするものとして事業内容の見直しを行い、平成16年度以降71人、〔平成23年度は12名〕を事業対象（奨学生）とし、23年度は医師16人が臨床研修を行っているところである。（表2-5）

表2-5 医師・歯科医師奨学生の状況（平成23年4月現在）

区分		奨学生の状況				
		平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
自治医科大学	医学部	3	2	3	2	3
市町村医師養成	医学部	12	8	13	8	4

表2-6 看護職員の養成状況（平成23年4月現在）

(2) 看護職員の養成

看護職員の県内定着を目的として、看護職員修学資金貸付を実施している。平成23年度の貸付者数は、保健師課程1人、看護師課程174人、准看護師課程54人、計229人である。（表2-6）

また、平成23年度は震災で被災した学生への経済支援として、被災学生17人に貸付を行った。

種別	養成施設数	学年定員(人)	平成23年度	平成22年度
			入学生数(人)	卒業生数(人)
大学	1	90	88	85
保健師	1(1)	20	22	24
助産師	1(1)	15	18	18
看護師	3年課程	7	274	264
	2年課程	3(1)	100	80
	5年一貫	1	40	49
准看護師	3	110	113	87
合計	17	649	645	607

(注) 養成施設数の()内は他課程との併設再掲分である。

(3) 医師過少地域医師確保対策資金貸付

昭和47年度から、医師数が人口10万対県平均の半数以下の医師過少市町村に、医師の定着を促進して同市町村における医療の確保を図るため、施設整備の貸付原資を岩手県医師信用組合に預託した。(表2-7)

なお、平成8年度から新規貸付を廃止した。

(4) 看護職員確保対策

平成20年度に策定した「いわて看護職員確保定着アクションプラン」について、平成23年度に見直しを実施、看護職員の養成確保や定着促進、潜在看護職員の再就業支援等に取り組んでいる。

また、岩手県ナースセンターを(公社)岩手県看護協会に委託し、未就業看護職員の就業に関する相談指導及び訪問看護の実施に必要な支援事業等を実施している。

なお、被災地における看護職員の確保を図るため、(公社)岩手県看護協会に委託し被災地看護職員の被災や雇用の状況についての実態調査及び看護職員確保にかかる相談・助言を行った。

(5) 看護職員の資質の向上

看護基礎教育の充実や就業看護職員の資質の向上を図るため、(公社)岩手県看護協会に5研修を委託し、平成23年度の参加人数の合計は実346人(延918人)であった。(実習指導者講習会は東日本震災津波の影響により取止め)

また、新人看護職員の離職防止と資質の向上のため、岩手県立大学に委託し新人看護職員及び研修責任者等の研修を実施し、延135人が受講した。

表2-7 貸付状況

年度	市町村名	医療機関数	預託金額 千円	補助市町村及び 補助金額
47	金ヶ崎町	1	10,000	金ヶ崎町150万円
48	滝沢村	1	10,000	
51	滝沢村、西根町	2	20,000	
52	松尾村、矢巾町	2	20,000	
53	岩手町、玉山村	2	20,000	
55	滝沢村	1	10,000	
57	雫石町、岩泉町	2	20,000	
58	江釣子村、一戸町	2	20,000	
60	東和町、山田町	2	20,000	
61	山形村	1	10,000	
62	雫石町	1	10,000	
63	矢巾町	1	10,000	
元	山田町	1	10,000	

第3 医学的リハビリテーション

人口の高齢化に伴う疾病構造の変化等を背景として、脳血管疾患、心臓疾患等の機能障がいに伴う患者の増加による県民のリハビリテーションに対する需要が増大している。また、交通災害の後遺症に対しても同様な状況となっている。

リハビリ医療の整備については、地域の中核的な病院におけるリハビリ部門の整備促進や、岩手リハビリテーション学院の開校及び理学療法士、作業療法士の修学資金貸付制度等による計画的な養成、確保が図られてきたことにより、病院で従事する理学療法士は423人、作業療法士は340人(平成23年10月1日現在)と年々増加の傾向にある。

県では、本格的な高齢社会の進展に向けて、リハビリに対する諸課題を総合的に対処するための中核的な役割を担う施設として、高度な医療を提供するとともに、リハビリ医療に関する研究及び研修を行い、さらには地域におけるリハビリ活動の推進を支援するいわてリハビリテーションセンター(病床数100床)を平成5年10月に岩手郡雫石町七ッ森地内に開設している。

第4 救急医療対策

救急医療対策は、昭和30年代の後半から昭和40年代への急激な自動車の普及に伴って増加した交通事故及び産業災害等の負傷者の救済対策を中心に始まり、主として事故による救急患者の診療にあたる救急告示施設の制度が設けられた。昭和62年1月に、救急患者一般を対象とするものにその性格を改め、かつ3年毎の更新制となった。県内における救急告示施設は48施設(平成23年10月1日現在)である。(付表7参照)

休日、夜間における初期救急医療体制として、各郡市医師会による在宅当番医制を実施し、また、休日夜間急患センターが4施設(平成23年10月1日現在)整備されている。

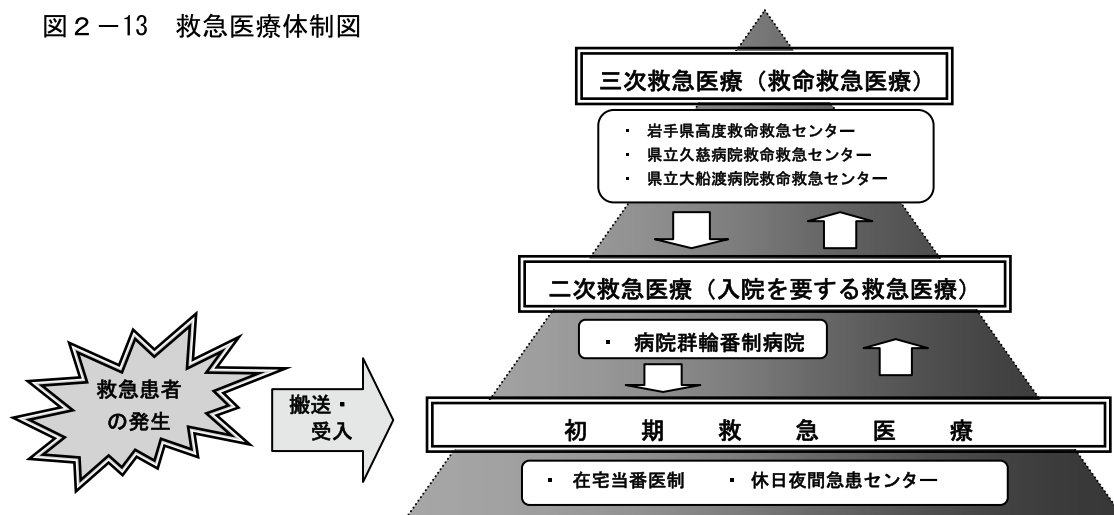
第二次救急医療体制としては、保健医療圏単位に病院群輪番制が整備されており、平成23年度末現在で、8

地区 37 病院が参加している。

第三次救急医療体制としては、昭和 55 年 11 月から岩手医科大学附属病院に岩手県高度救命救急センター（平成 14 年 2 月 1 日名称変更）が付設されており、また、平成 10 年 3 月から県立久慈病院に、平成 10 年 8 月から県立大船渡病院にそれぞれ救命救急センターを付設し、重篤救急患者の医療の確保を図っている。

これら救急医療体制の円滑な運用を図る救急医療情報システムが昭和 57 年 2 月 1 日から運営されているが、端末機の老朽化等に伴い、平成 23 年 9 月から新システムに更新した。平成 23 年度におけるこのシステムの利用件数は、消防本部から 497 件、医療機関から 14,319 件となっている。

図 2-13 救急医療体制図



第 5 医療資源に恵まれない地域の医療

山村等の物理的条件、過疎などによって、医療の確保が困難な地域、いわゆる無医地区、無歯科医地区は、平成 21 年 10 月末現在の調査では、無医地区が 24 地区で人口は約 5,200 人、無歯科医地区は 29 地区で人口は約 6,300 人となっている。

これらの地区に対し、現在まで次のような対策を行ってきた。

- 1 患者輸送車による医療施設までの患者の搬送
- 2 岩手県医師会等の協力による内科系の一般診療（平成 14 年度から実施していない）
- 3 歯科巡回診療（昭和 62 年度から実施していない）
- 4 へき地診療所に対する医師の派遣
- 5 へき地診療所の設置運営に対する助成（平成 20 年度から該当なし）
- 6 へき地医療拠点病院がへき地診療所への医師派遣を行う場合に要する経費に対する助成（表 2-8、表 2-9）

今後においては、これまでの対策を推進するとともに、道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化に対応して、広域的な対策を計画的に実施し、へき地医療の確保を図る。

表 2-8 平成 23 年度へき地医療拠点病院診療所運営費補助対象施設

名称	所在地	開設者
済生会岩泉病院	岩泉町	済生会

表 2-9 へき地医療拠点病院 医師派遣状況

年度	へき地医療拠点病院名	派遣診療所及び派遣日数(日)			
		安家診療所	大川診療所	有芸診療所	釜津田診療所
平成 19 年度	済生会岩泉病院	25	26	13	25
20	〃	23	26	12	24
21	〃	22	25	12	24
22	〃	25	26	12	23
23	〃	24	25	12	25

第6 腎不全対策

本県の慢性腎不全患者は、2,898人（平成23年9月1日現在）であり、前年同期とほぼ同数（△1人）である。腎不全対策については、昭和44年以降、人工腎臓不足地域における透析医療を確保することに重点を置き、人工透析装置の整備を図っているところである。

第7 病院の患者数及び従事者数

1 患者数

(1) 1日平均在院患者数

本県における在院患者延数は5,212,496人（前年5,368,889人）、1日平均在院患者数は14,281人（前年14,709人）で、前年に比べ1日平均在院患者数で428人（2.9%）減少している。

1日平均在院患者数を病院の種類別にみると、一般病院では10,866人（前年11,269人）で、前年に比べ403人（3.6%）減少し、精神病院では3,414人（前年3,441人）で、27人（0.8%）減少している。

また、病床の種類別にみると、一般病床では8,006人（前年8,168人）で、前年に比べ162人（2.0%）、精神病床では3,947人（前年3,979人）で、前年に比べ32人（0.8%）減少している。（表2-10）

表2-10 病床－病院の種類別にみた1日平均在院患者数

区分	平成23年		平成22年	
	在院患者延数	1日平均	在院患者延数	1日平均
総数	5,212,496(100.0)	14,281	5,368,889(100.0)	14,709
病床別				
精神病床	1,440,772(27.6)	3,947	1,452,226(27.0)	3,979
感染症病床	-(-)	-	3(0.0)	-
結核病床	6,424(0.1)	18	10,176(0.2)	28
療養病床	843,149(16.2)	2,310	925,084(17.2)	2,534
一般病床	2,922,151(56.1)	8,006	2,981,400(55.5)	8,168
病院別				
精神病院	1,246,238(23.9)	3,414	1,255,795(23.4)	3,441
一般病院	3,966,258(76.1)	10,866	4,113,094(76.6)	11,269

(注) ()は構成割合

(2) 新入院患者数及び退院患者数

新入院患者数は151,002人（前年152,726人）で、前年に比べ1,724人（1.1%）減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では147,571人（前年149,465人）で、前年に比べ1,894人（1.3%）減少し、精神病院では3,431人（前年3,261人）で前年に比べ170人（5.2%）増加している。（表2-11）

退院患者数は151,071人（前年153,072人）で、前年に比べ2,001人（1.3%）減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では147,599人（前年149,755人）で、前年に比べ2,156人（1.4%）減少し、精神病院では3,472人（前年3,317人）で、前年に比べ155人（4.7%）増加している。（表2-12）

表2-11 病床－病院の種類別にみた新入院患者数

区分	平成23年	平成22年
	新入院患者延数	新入院患者延数
総数	151,002(100.0)	152,726(100.0)
病床別		
精神病床	5,029(3.3)	4,849(3.2)
感染症病床	-(-)	-(-)
結核病床	75(0.0)	103(0.1)
療養病床	2,082(1.4)	2,175(1.4)
一般病床	143,816(95.2)	145,599(95.3)
病院別		
精神病院	3,431(2.3)	3,261(2.1)
一般病院	147,571(97.7)	149,465(97.9)

(注) ()は構成割合

表2-12 病床－病院の種類別にみた退院患者数

区分	平成23年	平成22年
	退院患者延数	退院患者延数
総数	151,071(100.0)	153,072(100.0)
病床別		
精神病床	5,149(3.4)	4,980(3.3)
感染症病床	-(-)	1(0.0)
結核病床	77(0.1)	104(0.1)
療養病床	4,216(2.8)	4,590(3.0)
一般病床	141,629(93.7)	143,397(93.7)
病院別		
精神病院	3,472(2.3)	3,317(2.2)
一般病院	147,599(97.7)	149,755(97.8)

(注) ()は構成割合

(3) 平均在院日数

入院患者の平均在院日数は、34.5日（前年 35.1日）で、前年に比べ0.6日短くなっている。これを病床の種類別にみると、療養病床が173.0日（前年177.7日）で、前年に比べ4.7日短くなり、一般病床が20.5日（前年20.6日）で、前年に比べ0.1日短くなった。精神病床では283.1日（前年295.5日）で、前年に比べ12.4日短くなっている。（表2-13）

(4) 1日平均外来患者数

1日平均外来患者数は13,423人（前年13,880人）で、前年に比べ457人（3.3%）減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では12,687人（前年13,157人）で前年に比べ470人（3.6%）減少し、精神病院では735人（前年723人）で前年に比べ12人（1.7%）増加している。（表2-14）

表2-13 病床－病院の種類別にみた平均在院日数

区 分	平均在院日数		
	平成23年	平成22年	増 減
総 数	34.5	35.1	△ 0.6
病 床 別			
精神病床	283.1	295.5	△ 12.4
感染症病床	-	6.0	-
結核病床	84.5	98.3	△ 13.8
療養病床	173.0	177.7	△ 4.7
一般病床	20.5	20.6	△ 0.1
病 院 別			
精神病院	361.1	381.8	△ 20.7
一般病院	26.9	27.5	△ 0.6

表2-14 病院の種類別にみた1日平均外来患者数

区 分	平成23年		平成22年	
	外来患者延数	1日平均	外来患者延数	1日平均
総 数	4,899,228(100.0)	13,423	5,066,076(100.0)	13,880
精 神 病 院	268,296(5.5)	735	263,830(5.2)	723
一 般 病 院	4,630,932(94.5)	12,687	4,802,246(94.8)	13,157

(注) ()は構成割合

2 従事者数

病院における従事者数は19,702.7人（前年19,410.5人）で、前年に比べ292.2人（1.5%）増加している。

従事者を100床当たりでみると、総数では109.7人（前年104.9人）となっており、これを業務の種類別にみると医師（常勤）は8.6人（前年8.3人）、医師（非常勤）2.0人（同1.9人）、薬剤師2.2人（同2.2人）、看護師46.2人（同44.3人）などとなっている。（表2-15）

表2-15 病院の主な従事者数及び100床当たり従事者数（平成22年10月1日現在）

区 分	全 病 院	
	従事者数	100床当たり
総 数	19,702.7	109.7
医 師（常 勤）	1,552	8.6
医 師（非 常 勤）	361.9	2.0
歯 科 医 師（常 勤）	252	1.4
歯 科 医 師（非 常 勤）	7.5	0.0
薬 剤 師	393.9	2.2
看 護 師	8,303.5	46.2
准 看 護 師	1,167.4	6.5
看 護 業 務 補 助 者	1,720.5	9.6
診 療 放 射 線 技 師	383.2	2.1
臨 床 検 査 技 師	481.4	2.7

第8 薬 事

1 薬局、医薬品販売業

薬局数は573施設で前年より3施設減少し、卸売販売業者数は139業者で前年より12施設減少、店舗販売業者数は221業者で10業者減少、薬種商販売業者数は9業者で2業者減少、特例販売業者数は18業者で14業者減少、配置販売業者数は137業者で前年より17業者減少した。

医薬分業については、昭和49年10月の診療報酬及び調剤報酬改正に伴い、年々保険薬局は増加し、昭和62年をピークに横ばいとなったが、平成5年以降は再び増加している。平成23年末の保険薬局数は559で県内の薬局の97.6%が指定を受けている。処方せん枚数は、平成4年以降の医薬分業の推進により、年々増加傾向にあったが、平成23年は8,230,868枚となり、前年と比較して若干増加した。また、1薬局当たりの年間取扱枚数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、平成23年は14,965.2枚であった。

2 薬事監視

医薬品等の取扱業者について、その品質の確保と取扱いの適正を図るため、許可届出等のある5,157施設（厚生労働大臣許可施設を除く。）の監視対象のうち、1,823施設に対し立入り検査を実施したが、違反発見施設数は0施設であった。

医薬品等の一斉取締によって収去した医薬品 12 検体について品質検査を行った結果、全て基準に適合していた。

3 毒物及び劇物監視

毒物及び劇物販売業並びに届出を要する事業所の施設数は 642 施設（厚生労働大臣登録施設及び特定毒物研究者を除く。）で前年より 45 施設減少した。一方、これら毒物、劇物による事故を未然に防止するため、毒劇物販売業者等に対し立入り検査を実施し、その適正な保管管理等、取扱い上の指導を行った。立入検査件数 448 件のうち違反件数は 1 件となっている。

4 麻薬、あへん、大麻、覚醒剤

(1) 麻薬等取締り

麻薬等取扱施設数は 953 施設で前年より 36 施設減少した。立入検査件数 584 件で違反件数は 1 件となっている。また、麻薬及び向精神薬取締法違反の検挙者は 0 人であった。

(2) 麻薬中毒者

過去に麻薬中毒であった者 1 人に対し観察指導を行った。また、がん等の疾病で末期症状により医療機関において麻薬を連用し中毒と診断された者の届出件数は 0 件である。

(3) あへん及び大麻取締り

免許を受けずに観賞用として栽培する事犯や購入した大麻・自生している大麻を吸引する事犯が依然として跡をたたない現状にある。これらの不正栽培を防止するため、本年も 6 月 1 日から 8 月 31 日までを「不正大麻、けし撲滅運動月間」と定め、啓蒙用ポスター、チラシ等を市町村等に配布し、不正栽培防止に努めた。野生大麻、けしの抜去状況は表 2-16 のとおりである。なお、大麻取締法違反で 3 人が検挙された。

表 2-16 野生大麻、けしの抜去状況

(単位：本)

区分	19年	20年	21年	22年	23年
大麻	8,099	23,465	7,390	15,799	42,380
けし	1,037	10,868	5,225	6,920	3,154

(4) 覚醒剤取締り

本県における覚醒剤事犯は 49 件 34 人と、前年に比べ件数は増加し、人員は減少した。うち少年は 0 人であった。

5 麻薬取扱者

麻薬取扱者数は 2,700 人、大麻取扱者は 4 人で、その内訳は表 2-17 のとおりである。

表 2-17 麻薬及び大麻取扱者状況

区分	麻薬製造業	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬研究者	麻薬管理者	麻薬施用者	大麻研究者	大麻栽培者
件数	1	24	421	28	148	2,078	3	1

第 9 献 血

1 献血推進協議会及び献血組織の状況

1 月に献血推進協議会を開催し、献血計画、献血思想の普及及び献血制度の広報活動並びに献血組織育成について協議を行った。また、計画献血を推進するための組織として、県内 33 市町村のうち 27 市町村で市町村献血推進協議会が設置されている。

2 献血者の表彰

愛の血液助け合い運動の一環として、献血推進協力者が表彰を受け、厚生労働大臣から表彰状 2 団体、感謝状 6 団体に対し贈呈された。

3 献血状況

献血推進事業は、県民の理解と市町村等関係者の連携により推進しており、本年も表 2-18 のとおりの状況となった。平成 23 年度は県内の医療機関に対し血液センターは 189,005 単位（200ml 換算）を供給している。今後も、血液製剤の安定供給のため、さらに積極的に献血の推進を図る必要がある。

表 2-18 献血状況

年度	献血目標	実績	目標達成率
19	全血 64,000	63,605	99.4
	成分 16,500	14,822	89.8
20	全血 65,000	67,540	103.9
	成分 16,500	16,940	102.7
21	全血 65,400	69,794	106.7
	成分 16,200	17,307	106.8
22	全血 66,000	66,965	101.5
	成分 14,600	15,601	106.9
23	全血 73,800	62,668	84.9
	成分 14,400	15,601	108.3

単位：全血は 200ml に換算した「単位」
成分は「人」